

作成日 令和8年4月13日

令和8年度 施行

## ビジターセンター設置構想策定委託

(魅力創造課 魅力発信係)

公示用

ビジターセンター設置構想策定委託

| 項目                      | 単価 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 |
|-------------------------|----|----|----|----|----|
| 1 基本的事項・背景の整理           |    |    |    |    |    |
| 技師(B)                   |    | 3  | 人工 |    |    |
| 技術員                     |    | 4  | 人工 |    |    |
| 2 ビジターセンター設置構想案作成       |    |    |    |    |    |
| 技師(B)                   |    | 4  | 人工 |    |    |
| 技術員                     |    | 3  | 人工 |    |    |
| 3 ビジターセンター設置構想を基にした設計事  |    |    |    |    |    |
| 技師(B)                   |    | 3  | 人工 |    |    |
| 技術員                     |    | 4  | 人工 |    |    |
| 4 交通コンテンツ等の提案書の作成       |    |    |    |    |    |
| 技師(B)                   |    | 3  | 人工 |    |    |
| 技術員                     |    | 4  | 人工 |    |    |
| 5 町内消費喚起・物産振興提案書の作成     |    |    |    |    |    |
| 技師(B)                   |    | 4  | 人工 |    |    |
| 技術員                     |    | 5  | 人工 |    |    |
| 6 ビジターセンター開設に向けたプロモーション |    |    |    |    |    |
| 技師(A)                   |    | 5  | 人工 |    |    |
| 技師(B)                   |    | 6  | 人工 |    |    |
| 技術員                     |    | 7  | 人工 |    |    |
| 7 関係者等との情報共有等           |    |    |    |    |    |
| 技師(A)                   |    | 2  | 人工 |    |    |
| 技師(B)                   |    | 3  | 人工 |    |    |
| 技術員                     |    | 4  | 人工 |    |    |
| 8 打合せ・協議・業務報告書の作成       |    |    |    |    |    |
| 技師(A)                   |    | 2  | 人工 |    |    |
| 技師(B)                   |    | 2  | 人工 |    |    |
| 技術員                     |    | 2  | 人工 |    |    |
| 小計                      |    |    |    |    |    |
| 諸経費                     |    | 15 | %  |    |    |
| 再計                      |    |    |    |    |    |
| 消費税 10%                 |    |    |    |    |    |
| 合計                      |    |    |    |    |    |

## ビジターセンター設置構想策定委託 仕様書

### 1 業務委託名称

ビジターセンター設置構想策定委託

### 2 業務の目的

芽室町では、「(仮称)十勝芽室公園ビジターセンター(以下、ビジターセンターという。)」の令和9年度施設建設、令和10年度開設に向け、日高山脈の魅力発信、芽室町観光・町内周遊の出発点、町内消費喚起、物産振興、芽室町民の交流の場としての機能を備えた施設となるよう、本業務により設置構想策定等を実施する。

上記を実現するために、ビジターセンターに必要な機能や設備、各種コンテンツの可能性を整理し、各種関係組織・団体等との合意形成を行うこと、さらに、開設までの機運醸成のためのプロモーション等を実施し、地域観光に貢献するビジターセンターの設置につなげることを目的とする。

### 3 履行場所

芽室町

### 4 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日までとする。

### 5 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受託者は、業務の進捗について、委託者に対して定期的(月に一回)報告すること。
- (4) 受託者は、本委託業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ委託者に書面により報告し、承認を得ること。
- (6) 本使用に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 業務を進めるにあたっては、上位計画・関係計画と連携・整合・調整を図ること。

## 6 業務内容

### (1) 基本的事項・背景の整理

既存の観光施策や観光施設の状況、過去の取り組み結果を分析し、ビジターセンター設置がどのように地域振興に貢献できるかを明確化する。

### (2) ビジターセンター設置構想案作成

日高山脈の魅力発信・案内(ガイドとのつなぎ)、芽室町観光・町内周遊の出発点、町内消費喚起、物産振興、芽室町民の交流の場(芽室公園つなぐパートナーズプロデュース)としての機能を備えた施設となるよう、必要な機能及び設備等をまとめ、ビジターセンターの効果等を分析した構想案を作成する。

### (3) ビジターセンター設置構想を基にした設計事業者との調整

(2)で成案化された設置構想を基に、基本・実施設計事業者と密な調整を図る。

### (4) 交通コンテンツ等の提案書の作成

ビジターセンターを出発点として、町内周遊機能充実のため、レンタサイクル等の交通コンテンツ等について調査し、実現に向けた提案書を作成する。

### (5) 町内消費喚起・物産振興提案書の作成

経済波及効果の視点で、ビジターセンターを含む複合施設の集客力をまちなか等に波及させることが重要であり、商業者・農業者・みなくる商店会・芽室町商工会・JAめむろ・芽室町(商工労政課、魅力創造課)と連携し、より効果的な町内消費喚起・物産振興の実現に向けた提案書を作成する。

### (6) ビジターセンター開設に向けたプロモーション活動

ビジターセンター開設に向けた機運の醸成を図るためのプロモーション活動を行い、設置予定の施設に対する理解を深め、地域全体での協力・応援体制を構築する。

### (7) 関係者等との情報共有等

上記の業務内容を進めるにあたり、町民及び町内外の関係組織・団体等との丁寧な情報共有、合意形成を図る。

### (8) その他

ビジターセンター設置に向けた進捗や問題点を解決するために、委託者と定期的な打ち合わせや協議を行い、内容は議事録としてまとめ、委託事業に係る各月の進捗等をまとめた業務報告書を作成する。

| No. | 区分                        | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|-----|---------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|
| 1   | 基本的事項・背景の整理               |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
| 2   | ビジターセンター設置構想案作成           |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
| 3   | ビジターセンター設置構想を基にした設計業者との調整 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
|     | (参考) 基本設計                 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
|     | (参考) 実施設計                 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
| 4   | 交通コンテンツ等の提案書作成            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
| 5   | 町内消費喚起・物産振興提案書作成          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
| 6   | ビジターセンター開設に向けたプロモーション活動   |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
| 7   | 関係者等との情報共有等               |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |
| 8   | その他                       |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |

## 7 成果品

成果品は、次のものを提出すること。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) ビジターセンター設置構想案  | 一式 |
| (2) 交通コンテンツ等提案書    | 一式 |
| (3) 町内消費喚起・物産振興提案書 | 一式 |
| (4) プロモーション活動実施報告書 | 一式 |
| (5) 業務報告書          | 一式 |

## 8 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。  
業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権及び利用権は、委託者に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料や情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写及び漏えいをしてはならない。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。